

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

証拠説明書  
(甲B37の1～41の3)

2024（令和6）年1月12日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 信 一  
外

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲B37の1	宮城県知事及び石巻市長宛 質問書	写し	R5. 11. 22 控訴人原伸 雄	控訴人らが本件の提訴前に 「女川原発の避難計画を考 える会」の名において、宮城 県と石巻市に4回質問し、4 回の回答を得た。その質問 の中で、「検査場所の開設条 件、その能力、稼働継続日 数」及び「バスの確保と配 備」だけでも別紙Ⅲの質問 を繰り返したかどうか、し ななかったとすれば、その 理由は何かの2点を宮城県 と石巻市に質問したこと。
甲B37の2	「質問書」について（回 答）	写し	R5. 12. 22 宮城県知事 村井嘉浩	宮城県と石巻市が、テーマ にしたかどうかについて回 答せず、しなかった理由 についても回答しなかった こと。
甲B37の3	質問書について（回答）	写し	R5. 12. 22 石巻市長 齋藤正美	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲B38の1	宮城県に対する情報公開請求書	写し	R5. 11. 22	控訴人訴訟 代理人弁護士 土松浦健太郎	控訴人らの甲B37の1・別紙Ⅲの質問について、宮城県、石巻市共に、作業部会のテーマにするかどうかを内部検討せず、宮城県は石巻市、内閣府と協議せず、石巻市も宮城県、内閣府と協議しなかったこと。 実効性に直結する論点をテーマにしないことが、宮城県、石巻市共に暗黙の前提であったこと、その前提に基づき、作業部会が運営されたこと。
甲B38の2	行政文書不開示決定通知書 (不存在)	写し	R5. 12. 6	宮城県知事 村井嘉浩	
甲B39の1	公文書開示請求書	写し	R5. 11. 22	控訴人原伸雄	
甲B39の2	公文書不存在決定通知書	写し	R5. 12. 5	石巻市長 齋藤正美	
甲B40の1	第14回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	H30. 12. 21	—	控訴人らは、本件の提訴前に「女川原発の避難計画を考える会」の名において、宮城県と石巻市に4回質問したが、第1回の質問から、避難計画を含む女川地域原子力防災協議会の緊急時対応が「具体的・合理的」であると確認がなされた令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会までの間の作業部会の議事次第と配布された資料である（甲B37の1・別紙Ⅱ参照）。  これらを見ても、「女川原発の避難計画を考える会」の質問のうち、甲B37の1・別紙Ⅲの「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」は作業部会のテーマにならず、「バスの確保と配備」については、「宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保」で議論が終了し、それ以上の議論が行われなかったこと。
甲B40の2	第15回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 5. 8	—	
甲B40の3	第16回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 6. 13	—	
甲B40の4	第17回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 8. 8	—	
甲B40の5	第18回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 8. 29	—	
甲B40の6	第19回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 9. 19	—	
甲B40の7	第20回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 10. 24	—	
甲B40の8	第21回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R1. 11. 19	—	
甲B40の9	第22回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R2. 1. 9	—	
甲B40の10	第23回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R2. 2. 18	—	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲B40の11	第24回女川地域原子力防災協議会作業部会議事次第と配布された資料	写し	R2. 3. 23	—	<p>「女川地域の緊急時対応」が「具体的・合理的」と確認された令和2年3月25日の同協議会作業部会の議事次第と配布された資料。</p> <p>バスについては「宮城県は「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保」のままであり、「検査場所の開設条件、その能力、稼働継続日数」もテーマにならないまま、同日の同協議会で「具体的・合理的である」との確認がなされたこと。</p> <p><b>同協議会の令和2年3月25日の「具体的・合理的である」との確認は、甲B37の1の別紙Ⅲの質問を握りつぶした結果であること。</b></p>
甲B41の1	第10回原子力防災会議議事録	写し	R2. 6. 22	原子力防災会議事務局	令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会の緊急時対応が「具体的・合理的」とあることの確認を了承した政府の原子力防災会議の議事録であり、同協議会の判断を追認しただけであり、実質的審理が行われていないこと。
甲B41の2	毎日新聞（令和2年6月23日：21面）	写し	R2. 6. 23	(株)毎日新聞社	令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会の緊急時対応が「具体的・合理的」とあることの確認と、原子力防災会議の了承が避難計画の実効性にお墨付きを与え、30km圏内の住民に避難計画に実効性があると信じ込ませたこと。
甲B41の3	朝日新聞（令和2年6月23日：19面）	写し	R2. 6. 23	(株)朝日新聞社	令和2年3月25日の女川地域原子力防災協議会の緊急時対応が「具体的・合理的」とあることの確認と、原子力防災会議の了承が避難計画の実効性にお墨付きを与え、30km圏内の住民に避難計画に実効性があると信じ込ませたこと。